

第3回定例会会議録

令和3年10月11日（月）

開 議 午前10時00分

○議長（五味高明君） おはようございます。

これより、本会議を再開します。

本日、暑くなることが予測されますので、随時上着を脱ぐことを許可します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側も全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

――― 日程第1 一般質問 ―――

○議長（五味高明君） 日程に従い、一般通告質問を続行します。

順次発言を許可します。

頁	通告番号	氏 名	件 名
147	6	山 浦 久 人	道路への倒木などの安全対策について
152	7	赤 田 憲 子	防犯及び安全について
			生ゴミ処理について
			信号機設置について
169	8	尾 関 充 紗	不妊治療への助成・支援について
182	9	内 堀 綾 子	インフルエンザ予防接種について
			町職員の体制について

通告6番、山浦久人議員の質問を許可します。

山浦久人議員。

（7番 山浦久人君 登壇）

○7番（山浦久人君） おはようございます。

通告番号6番、議席番号7番、山浦久人です。新人議員ですからかなり緊張していますので、よろしくお願ひします。

それでは、道路の倒木などの安全対策についてお伺いします。

御代田町において、安心・安全で住みやすい生活環境は、全ての町民の願いだと思いますが、そんな中で、春頃でしたか、向原の道路で倒木があり、その木が車に倒れるということがありました。その後、町はどのように対応されましたか。個人の所要物ですから対応は難しいと思われませんが。

○議長（五味高明君） 大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。

向原の道路で通行中の車両が被害を受けた倒木につきましては、今年の4月4日日曜日の正午頃でした。町道雪窓向原線の向原地区世代間交流センターから約西側230mの路上で発生いたしました。建設水道課職員が現場へ向かったところ、私有地の樹木が道路側へ倒れ、片側車線を塞いでいたところに、配達会社の車両が倒木に衝突し、フロントバンパーとサイドミラーが、破損した状態で停車していたということでした。職員が運送会社の運転手へ警察を呼ぶように依頼し、職員は道路上に倒れた倒木をチェーンソーで撤去し、道路の通行を確保しました。

私有地内にはそのほかにも傾いていて倒木のおそれがある樹木が存在し、地元の向原区からも対応を求められたため、当該地の地権者へ現地の写真を同封の上、樹木の伐採の依頼文書を発送したところ、土地所有者から倒木の件についてのお詫びがありまして、ほかの倒れそうな樹木も5月には伐採していただいたところでございます。

○議長（五味高明君） 山浦議員。

○7番（山浦久人君） 通学路だと思いますが、同様のことが発生すると大変な事故につながると思いますが、町としてはそういった道路の安全点検、パトロール、子供たちの配慮などは行っているのでしょうか。

○議長（五味高明君） 木内教育次長。

（教育次長 木内一徳君 登壇）

○教育次長（木内一徳君） お答えいたします。

先日の黒岩議員の答弁と若干重複するところがございますが、ご容赦いただきたいと思っております。

教育委員会では、児童生徒が登下校する際、倒木などによる通学路の問題や児童

生徒にけががないよう、安全確保に対する取組として御代田町通学路交通安全プログラムに基づき、国土交通省、佐久建設事務所、佐久警察署、町、学校、教育委員会などの関係機関が連携を図り、定期的に通学路における合同点検を実施しています。

合同点検での点検結果を踏まえ、危険箇所への対策を講じ、対策後の効果を検証しています。検証結果を踏まえて通学路の改善・充実を図り、これを一連のサイクルとして継続的な安全性の向上に取り組んでいます。

合同点検以外にも教育委員会職員で通学路のパトロールを定期的に行い、町が管理している道路などに危険があれば、その都度担当課に報告し、対応してもらっています。町以外の関係機関が管轄している箇所の場合は、要望書を提出し改善をお願いしております。

緊急で対策を取ってもらいたい事案が発生した場合は、随時連絡を取って協議をしています。国道や県道を含む交差点や道路における安全対策、民地からの倒木については、町や教育委員会だけでは対処できない部分もありますので、管轄する実施主体や、土地所有者に危険箇所の改善や枝木の伐採について要望書を発送するなど、安全対策に向けて対応しているところでございます。

通学路のパトロールなど、引き続き行うわけですが、倒木などによる危険性という視点においても、通学路を点検し、児童生徒のより一層の安全確保等、事故の未然防止に努めてまいります。

以上です。

○議長（五味高明君） 山浦議員。

○7番（山浦久人君） 倒木に関してもう一点ですが、別荘地でも倒木の発生や道路を塞ぐ木などがあり、中には壊れかかった別荘、一般住宅でも壊れかかった住宅などが見られますが、これらは景観も防犯上もあまりよくないと思いますが、町として何かよい方法、強制力のある手段などはないでしょうか。

○議長（五味高明君） 金井産業経済課長。

（産業経済課長 金井英明君 登壇）

○産業経済課長（金井英明君） 壊れかかった別荘建物などについてお答えいたします。

全国的に放置された空き家が問題となる中、別荘地内においても老朽化が進み、かつ適正に管理されていない建物や敷地内の雑草、高い木、枯れた木などが場合に

よっては周囲に影響を及ぼす恐れがあります。空き家や敷地内の立木を適正に管理する義務は所有者にあります。しかし、適正に管理されていない、別荘を含む空き家などについては、平成27年、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行により、所有者の義務である空き地などの適正な管理を怠る所有者に対して市町村が助言、指導、勧告、命令といった行政指導と、その命令を受けた空き家などに改善が見られない場合には、市町村が所有者に代わって除却し、その費用を所有者に請求する行政代執行法に従い、建物などを除却する手法が認められております。

その場合は、地域住民や議会議員、建築士、不動産業などの学識経験者をもって構成する協議会において、特定空家として指定する必要があるとございます。あくまでも個人財産を扱う事案となりますので、このような空き家などの対策に市町村が関与すべき事案かどうかは空き家などの状態、周辺環境への影響を勘案して、その手法を慎重に判断する必要があります。

このような特措法による手続を進める手法もありますが、まずは別荘管理防犯組合が実施するパトロールを通じて管理の行き届かない別荘に注視しながら、別荘管理防犯組合に加入されている所有者に対しては、組合事務局から連絡を取り、また、年に1度発行している組合だよりの中でも理解を求め、敷地内の立ち木や建物の適正な管理をお願いするなど、事務局を務める別荘管理防犯組合でも周知方法などについて検討を重ねてまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（五味高明君） 山浦議員。

○7番（山浦久人君） これからまた台風シーズンが続きますが、台風19号のときも何本か倒れた木がありましたが、台風などで倒れた木、道を塞ぐ木などは個人の所有物でも切ってよいものですか。その場合、誰が切るのでしょうか。

○議長（五味高明君） 大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 道路沿いの樹木につきましては、宅地内にある庭木や生け垣は町と景観、美観や環境面に大きく貢献するだけではなく、火災時の延焼防止効果など防災面でも大きな役目を果たすものでありますが、時には車道や歩道にはみ出した枝などによって通行に支障を来し見通しを悪くするなど、利用者に危険を及ぼす可能性があります。安全な通行を確保するためには必要な視界を妨げることのないよう、空間を確保しなければなりません。私有地から道路に張り出した樹木

等の対応につきましては、通報や道路パトロール等により判明した道路通行上支障となるものについて現場の状況を確認した上で、樹木等の所有者に枝葉の剪定や除去をしていただくよう、文書により協力をお願いしております。

民法第233条竹木の煎除、截取権では、隣地の竹木の枝が境界線を超えて入り込んできた場合、竹木の所有者に枝を切るよう請求できます。一方、隣地の竹木の根が境界線を越えて入り込んできた場合は、自分で根を切ることができるとしております。根はもはや土地の一部であり、土地の養分を吸い取るので、自分で根を切ることができるというものでございます。

民法第717条土地の耕作物の占有物及び所有者の責任では、土地の耕作物の設置または保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、耕作物の占有者は被害者に対して損害を賠償する責任を負います。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意を払っていたときには土地所有者が損害を賠償しなければならないことになっており、これは竹木の採植または支持、支え持たせることですが――に瑕疵がある場合に準用されるものでございます。

道路法第43条道路に関する禁止行為においては、みだりに道路を損傷し、または汚損することや、みだりに道路に土石、竹木等の物件を堆積し、その他道路の構造物、構造または交通に支障を及ぼすおそれがある行為をしてはならないということになっております。

さらに、道路法第30条及び道路構造令第12条では、道路を安全に通行するために車道の上空4.5m、歩道の上空2.5mの範囲に通行の障害となるものを置いてはならないと規定されております。

民法の規定では、所有者の土地管理の責任と竹木の枝の処理について、請求できることを明記しておりますが、道路に張り出した樹木は原則として危険を及ぼす状態であったとしても、隣接者の所有権や財産まで足して町が行政の権限で勝手に伐採することはできません。これは、道路と民有地間だけではなく、民有地と民有地、いわゆるお隣同士でも同様でございます。よほどの事情がない限り、土地所有者の皆さんに、より適切な管理、点検、手入れをしていただきますようお願いするということになります。

ただし、道路管理者は、道路法第42条道路の維持または修繕において、道路管理者は道路を常時良好な状態に保つよう維持し、修繕し、もって一般交通に支障を

及ぼさないように努めなければならないというふうに規定されていることから、道路を常時良好な状態に保つよう維持するため、道路上に倒木があった場合はこれを除去し、通行を確保する必要があると考えられます。

台風や積雪などが原因で、風倒木によって道路の通行に支障が出た場合は、緊急対応で連絡することなく、伐採処理させていただくこともありますので、ご理解とご協力をお願いします。

以上により、沿道の竹木が適正に管理されていないと道路に張り出した枝に自動車が接触したり、枯れ木の枝が自動車の落下したり、道路側の倒木により自動車が通行できなくなるなど、道路利用者の安全を害する恐れがあります。これらが原因で自動車や歩行者等に事故が発生すると、倒木の所有者の責任を問われる可能性がありますので、沿道の竹木の適切な管理をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（五味高明君） 山浦議員。

○7番（山浦久人君） 以上で、終わります。

○議長（五味高明君） 以上で、通告6番、山浦久人議員の通告の全てを終了します。

通告7番、赤田憲子議員の質問を許可します。

赤田憲子議員。

（5番 赤田憲子君 登壇）

○5番（赤田憲子君） 通告番号7番、議席番号5番、赤田憲子です。今回初めての一般質問になりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

選挙期間中において、町民の目線で町に対する質問及び意見などに対応し、その結果を報告していくという町民の皆様との約束の中から、今回は町民の皆さんの生活に密着した、以下3件、計4項目の質問をいたします。

1件目、防犯及び安全について。

まず、防犯カメラについて質問いたします。

御代田町には防犯カメラの設置がほとんどされておらず、町民の皆様から設置を要望する声が寄せられております。

本年1月26日に行われた中学生模擬議会においても、安全のため防犯カメラを設置してほしいという提案が出されました。その際、防犯カメラの設置につきまは監視社会やプライバシーの侵害を危惧する方も少なくなく、設置の目的や映像

の利用制限などを明確に定め、その趣旨を逸脱した利用がされないように厳格な運営を保障する必要があること、また、関係する全住民の合意を得ることが非常に困難であるという町長からの答弁がありました。

国内の他の市町村の防犯カメラの設置状況を調べてみたところ、防犯カメラ設置後11年で犯罪件数が3分の1に減少したというデータや、公立中学校の通学路に750台、1,000台という市町村もございました。防犯カメラを警察の協力の下、設置した、そのような市町村。また、自動販売機のサンプルの中に入っていた防犯カメラにより、わいせつ行為が多発した事件が解決されたという事例もございました。

このように、防犯カメラが防犯及び犯人の特定に有益であるという事例も数多く出されております。

ある町の地域自治をよくするための効果的な活動を問う市民に対するアンケート調査では、警察によるパトロールに次ぎ、第2位に防犯カメラの設置という結果が出ているところもあります。御代田町にもこのようなアンケートを取った実績があるようでしたらぜひその結果も教えていただきたいと思います。

また、本年行われました中学生模擬議会において町長から、「長野県警は犯罪の起きにくい社会づくり推進のため、地域住民によって構成される自治組織——御代田町の場合には区になります。または市町村を対象として街頭防犯カメラ設置促進事業という補助事業を実施、町としても安心・安全なまちづくりの一環として地域住民の合意を得られたところから各区、警察署などの関係機関と協議の上、要望に応じて防犯カメラの設置に取り組んでいきたい」という答弁もありました。

現在、8か月以上が経過いたしました。設置箇所につきまして、特に住宅街などプライバシーの問題などを考慮しなければいけない場所につきましては、地域住民の理解を得るという意味でも各区との連携は重要なことではあると思いますが、プライバシーの問題があまり問われる可能性が少ない公共施設、例えば御代田町構内及び周辺、地下通路、小中学校、保育園、公園、特にトイレ付近、エコール及び町営グラウンドや町営体育館、公営駐車場など、このような場所を中心とした公共施設を含む、御代田町全体の現在の防犯カメラの設置状況及びその運用状況がどうなっているのかお聞きいたします。

○議長（五味高明君） 荻原総務課長。

(総務課長 荻原春樹君 登壇)

○総務課長(荻原春樹君) お答えいたします。

まず、御代田町防犯カメラの設置及び運用の現状についてお答えいたします。

以前、不法投棄が多く見られる場所に監視用カメラを設置した経過はございますが、現在、町として、防犯を目的として町内にカメラを設置している箇所はございません。町2施設においては、エコールみよたと役場庁舎の施設管理用として設置している箇所がございます。

防犯カメラの設置は、空き巣、忍び込み、車上荒らしなどの犯罪や不審者からの声かけ事案など、地域住民が不安に感じている犯罪や事案の発生を抑止するためにも、また、超高齢化社会の中で大きな問題となっている徘徊の発生時等にも大きな役割を果たしているところでございます。

特に、犯罪が多い都市部では、コンビニやガソリンスタンド、商店街をはじめマンションやアパート、個人住宅にも多くの防犯カメラが設置されており、犯罪の抑止及び発生後の早期解決が図られているところでございます。防犯カメラはリアルタイムに映像を撮影記録することが可能なため、地域の防犯対策等への活用が期待できるところであります。

一方で、防犯カメラは不特定多数の人を撮影することとなるため、監視社会を危惧する方やプライバシーの侵害を危惧する方もいらっしゃいます。設置の目的や映像の利用制限を明確に定め、その趣旨を逸脱した利用がなされないよう、厳格な運用を保障しても、関係する全住民の合意を得ることは非常に困難な状況であります。そのため、町が防犯カメラを設置するに当たっては、まだまだ社会的な議論が必要となろうかと思えます。

それと、先ほど議員さんおっしゃられましたアンケートの調査でございますけれども、これまでアンケート調査を実施した経過等は、ないような状況となっております。

以上となります。

○議長(五味高明君) 赤田議員。

○5番(赤田憲子君) 繰り返しになりますが、プライバシーの侵害ですとか、そのような問題が出ていることも私のほうでも承知しているということを申し上げましたし、他の市町村でも防犯カメラを有効的に使われているところもあるということもお話

申し上げました。

その中で、防犯カメラ、御代田町は安全な町であるというように今聞こえました。確かに私もそう思いますが、昨日の一般質問のときにもあったように、例えば防犯対策も、じゃこの辺は災害が起こる可能性が少ないから後回しにしているのかという問題ではないと思いますし、例えば、子供が連れ去られた事件ですとか、ひき逃げ事件は実際御代田町でも起こっております。子供が連れ去られた事件はほかの市町村になりますけれども、必ずしも東京、大阪のような大都市で起こっているという問題でもないと思います。

そういう問題が起きてからでは遅いので、防犯という意味で防犯カメラが必要だという声が町民の方から出ていると思うのですが、今後、御代田町といたしましては、コロナも大分収束してきた。注意はしなければいけません、そういう流れもある中で、各区の区長さんの協力をいただき、住民の意見を聞いてみたいとか、あとアンケートを取ってみたりとか、そういうことを聞きながら防犯カメラの設置を進めていく予定があるのかどうか。

また、先ほど私が申し上げた場所につきましては、公共施設なんです。例えば、御代田駅のその周辺、トイレ、地下通路など、結構女性なんか夜地下通路に入っていくのはすごく怖く感じます。そこに防犯カメラがあるというだけでもちょっと安心感を持って入っていったりすることもできますし、子供たちがそこでもしいなくなるとかいう場合でも、防犯カメラがあることによって問題解決が早く進むということも十分考えられるわけであります。

御代田町が幾ら安全な町であるからといっても、そういうことに対する町民の安心・安全を確保していくという意味で、今後防犯カメラの設置をどのようにお考えで、具体的にどのように対応していただけるのか、その辺、お聞かせください。

○議長（五味高明君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えいたします。

今後の具体的な設置運用ということかと思えます。防犯カメラは人の目による見守りを補完する一つ的手段にすぎません。人の目による見守りが行き届かない場所に設置することで、犯罪に対する一定の抑止効果は期待できますが、防犯カメラを

設置したから絶対安心ということでもないかというふうに思っております。また、防犯カメラも町内において設置密度が薄いと防犯カメラの存在を認知させることが困難となり、設置効果が薄れてくるかと思えます。

防犯カメラの設置に当たっては、ただ漠然と設置するのではなく、地域の特徴や犯罪の傾向を把握した上で防犯カメラの効果が見込まれる場所において、より効果的な手法によって設置する必要があると考えております。

ただし、繰り返しになりますけれども、先ほど防犯カメラを設置するに当たっては、社会的議論が必要であるというふうに、そういうところも感じております。今後、町民の皆さんはじめ警察等関係機関と協議をさせていただいたり、議員さんご提案いただきました、アンケート調査といったことをまず取り組んでいきたいというふうに思えます。

以上になります。

○議長（五味高明君） 赤田議員。

○5番（赤田憲子君） 何とか町民の皆様の意見を吸い上げていただき、いち早く防犯カメラの設置のほうにも動いていただけるようお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

次に、街灯について質問いたしたいと思えます。

先日の中学校模擬議会のときに、町長のほうから、街灯といいましてもという二つのカテゴリでご説明がありましたので、まず最初に、防犯灯について。防犯灯についての質問からさせていただきます。

各地域の町民が必要だと感じる防犯灯の設置についてですが、この問題も防犯カメラ同様、今年の1月、中学生模擬議会において取り上げられた質問であります。その時点で、町内全体で防犯灯設置数は1,523基であります。今後3年間、集中的に予算を投入し、既存の防犯灯を全てLED化することにより、町と各区が負担する電気料金や修繕費、ランプ交換の労力を削減すること、また、LED式防犯灯の新設に対しましても上限2万円の補助金を交付するとの答弁がありました。

そのとき中学生から、御代田町の2か所につきまして防犯灯設置の希望も出され、町長がその2か所につきましてとは町から関係区長に相談してみるとの答弁、また、それぞれの生徒たちが住んでいる地域で、地元の区長に防犯灯設置の要望を出してみてもどうかというような、促すようなお話もありました。

それから8か月たった今現在、中学生から希望された設置箇所を含む現在の御代田町全体の防犯灯の設置状況はどのようになっているのかお聞きいたします。

○議長（五味高明君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えいたします。

御代田町の街灯につきましては、先ほど議員さんおっしゃられたとおり、交通安全対策を目的として、信号機のある交差点や、主要幹線道路の沿線に町が直接設置管理している街路灯とともに、防犯灯対策を目的として通学路や、住宅地に各区が設置管理している防犯灯の2種類がございます。

初めに、防犯灯の設置管理の仕組みと現状についてお答えいたします。

皆様のご家庭の多くのお住まいの各区に加入しており、それぞれの区に区費を納入しております。防犯灯は各区が設置管理していますので、その区の会計によって設置工事費や電気料等の維持管理費が賄われているところであります。町は各区の財政負担を軽減するため、各区がLED式の防犯灯を新設する費用や既存の防犯灯をLED式につけ加える費用に対して、上限2万円の補助金を交付しているところでございます。

令和2年度は町全体で81基が増設またはLED化に付け替えられまして、そのうち補助金としては54基分、105万9,768円を交付したところです。今年度も昨年度と同規模の補助金の交付を予定しておりまして、現在、各区長さんからその申請を上げていただいて、現状、取りまとめをさせていただいているところでございます。

防犯灯の数は、現在、町内において全部で1,541基でございます。LED化301基と、それ以外のもの1,240基設置をされておりまして、各区が維持管理をしているところでございます。町はこの維持管理費の一つとして、各区が負担している防犯灯全体の電気料の2分の1相当についても、毎年補助金を交付しているところでございます。令和2年度では、区が負担した防犯灯電気料の総額463万1,324円に対しまして231万5,659円の補助金を交付しているところでございます。

それと、中学生の模擬議会での設置状況ということでございます。今年度分につきましては今各区長さんから申請を上げていただいている段階でございまして、私自身もちょっと、大変申し訳ないんですが、その箇所が今回申請の中に上がってい

るのか確認していないような状況でございます。大変申し訳ございませんが、そのような状況となっております。よろしくお願いいたします。

○議長（五味高明君） 赤田議員。

○5番（赤田憲子君） そうしますと、今8か月たった現在では、町長が中学生議会のほうから設置状況を言われた数字から20基も増えていないというのが現状ということですね。つまり、防犯灯をつけるにはもっと時間がかかるという理解になるかと思えます。

御代田町は、メイン通りから1本横道に入ると暗くて危ない場所がまだ多くなり、防犯灯を設置してほしいという町民の要請が今現在も、また、選挙活動の折、そして議員就任後も私のほうに寄せられている現状があります。

今ご説明がありました、これにより防犯灯の設置については基本的にそれぞれの地区、各区でその予算において――町の補助があるにしても設置するものであるという前提が町民に周知されていないという事実がはっきり言えると思えます。例えば、周知が十分になったとしても、町民は会社員ではないわけですから、町が町民に対し必要な箇所に防犯灯を設置してもらえるように自ら進んで自分の時間や労力を使い、自主的に区長に働きかけを期待するということにはできないと思えます。区長においても、多少の報酬はあるにせよ、地域住民のため自身の時間を割いて奉仕しているものだと思います。

確かに、町民一人一人の暮らしの安全をよりよくするための意識づくりや行動を町として働きかけていく、そういうものを皆さんに分かってもらうようにしていくという努力義務というのはすごく大切なことではあると思えますが、町の安心・安全を守るということは、町民の自主的な行動を前提にしてなし遂げることではないと思えます。それは、市町村として欠かせない業務の一つということは言うまでもありません。そのために必要だと思われる防犯カメラや防犯灯、すみません、今回は防犯灯です。その設置には、各区が主体となり、町が補助金を出し、電気料の約2分の1を補助して行われているというのが、御代田町の大切な手順だとしても、町民や各区に対し町のほうから積極的に働きかけ、要望を聞き、各地区の区長さんと相談の上、必要な箇所に防犯灯を設置できるように働きかけを率先して行うべきだと私は考えますが、その辺は、町としてはどのようなお考えでしょうか。

先ほど数字、もうちょっとははっきり上がるかと思いましたら、まだ各区長さんの

ほうからいろいろな意見が出ていないということでしたので、そこに関しては、じゃ各区どのぐらいの差があるのかな、というところを私お聞きしたかったんですけども、まだ数字が出ていないということだったので、そこはお聞きできないと思いますので、今のようなことについて、町としてのご意見をお聞かせください。

○議長（五味高明君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えいたします。

防犯灯を、今後必要な箇所に必要な数だけというようなことになろうかと思えます。まずは現状について少々話していきたいと思えます。

町は、令和4年度に各管理している既存のLED以外の防犯灯1,240基を、全てLED化する予定で現在準備を進めております。事業完了後には、1年間で約200万円の電気料削減が見込まれ、各区、財政の負担軽減にもつながるかと思えます。

また、引き続き各区が新たにLED式防犯灯を設置する費用について、全てLED化が完了した後は、電気料の補助と同様に、設置費の2分の1を補助していく予定となっております。当町、新たな宅地開発が進んでおり、人口も増加していると、安心・安全なまちづくりのためにも防犯灯の増設は、必要であります。

しかしながら、その一方で、家の近くに防犯灯が設置されると、寝室が明るくなって眠れなくなる、農作物の生育に支障がある、夜空の星が見えなくなるなど、近年は光の害と書いて光害という、新たな環境問題が提起されるようになってきております。実際に光害を理由として、防犯灯設置の位置を変えたケースもあると聞いております。

今後、防犯灯の新設を担う各区の区長さんたちと連携を図りながら、町には予算の制約もございますけれども、増設を計画的に取り組んでいきたいと考えております。

先ほど議員さんからのご提案いただきまして、各区の区長さんのみに頼るところではなく、町の職員としても夜間のパトロール等をして、具体的に危険な箇所があるのかどうか、そういったことをこれまでできていないのが現実だと思います。一度町の現状を把握する上でも、ぜひそういったパトロールを実施して、今後につなげてまいりたいと。また、区長さんといろいろ相談・協議しながら進めて

まいりたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 赤田議員。

○5番（赤田憲子君） 確認になりますが、そうしますと、先ほど私のほうでも何度か申し上げましたが、町のほうが率先して、今、パトロールを行ってくださるということもありましたが、町民の皆さんの意見を聞き、各区の区長さんたちと連携を取り、町が主導権を握って、その区長さんと連携を取って防犯灯の設置が進められるよう、これから進めていただけるということで解釈は間違いないでしょうか。

○議長（五味高明君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えいたします。

これまで各区の皆さん、役員さん、区長さんをはじめとする役員さんに担ってきていただいております。こういった経過もございますものですから、町主導ということもあるかと思っておりますけれども、各区の役員の皆様、区長の皆さんと協力して進めていくような方向で検討させていただきますので、ご了承いただければと思います。

○議長（五味高明君） 赤田議員。

○5番（赤田憲子君） それでは、次の質問に入らせていただきたいと思っております。

生ごみの処理についてです。

生ごみ回収方法に対し、不便さや衛生面での問題指摘が町民より出ております。特に、他の市町村から移住してこられた方たちの中には、生ごみの回収がかなりストレスになっているという方もおられるようです。

ごみ問題は、子供たちからお年寄りまで、全世帯に関わる事柄で、全世帯共通の関心事でもあります。そこで、御代田町における現在の生ごみの回収方法及び回収後の運用についての現状をお聞かせください。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

（町民課長 柳沢俊義君 登壇）

○町民課長（柳沢俊義君） それでは、答弁に入る前に、まず御代田町のごみについて少々お話をさせていただきたいと思っております。

御代田町のごみは、先人の皆様の努力により、現在は安定的なごみの処理が確立

されておりますが、過去には大きな闘争があったり、ごみ焼却施設周辺の住民の反対により、民間委託をせざる得ない状況があったりと、現在に至るまでには、多くの苦難の歴史がありました。そして、その苦難の歴史である難局はしこりですが、今なお続いているものもあります。この苦難の歴史を乗り越え、現在の安定的なごみ処理体制が構築されました。これは先人の皆様と首長さんの苦渋の歴史でもあります。

御代田町では、平成7年に井戸沢最終処分場の開場にあわせ、廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって町民の健康で快適な生活を確保することを目的に、御代田町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例を制定し、町の責務、事業者の責務、町民の責務をうたい、町一丸となつてごみの減量化・資源化に努めることを決めました。

また、近隣市町よりいち早くごみの有料化にし、分別の徹底を図ることで減量化・資源化を行ってまいりました。ごみの区分を6種類分別し、区分の一つの資源物につきましては6種類に分別するなど、町民の皆様のご協力なしには実施することはできませんでした。町民の皆様には改めて感謝を申し上げます。

現在、可燃ごみは家庭系ごみと、事業系ごみの一部を佐久平クリーンセンターで、残りの事業系ごみを民間委託にて処理を行っております。

佐久平クリーンセンターへは佐久地域8市町村が可燃ごみの搬出をしておりますが、御代田町が搬出しているごみの量は、全体の4%程度となっております。平成30年に環境省が行った実態調査では、人口1人1日当たりごみの総排出量を全国の1万5,000人から1万7,000人の類似団体41団体と比較すると、御代田町は最も排出量が少ない町となっております。この結果は、御代田町がごみの分別ほかにより徹底したごみの資源化を図っていることだと思います。これは誇りに思っていることだと思います。

それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

現在の生ごみの回収方法及び回収後の運用についてでございます。

祝日の関係で多少の例外はございますが、年間を通じて月曜日と木曜日の週2回、ごみ集積場に出された生ごみを一般廃棄物収集運搬受託事業者、御代田町では博衛企業さんになりますが――が回収し、浅麓汚泥再生処理センターへ搬出しておりま

す。

ちなみに、生ごみですけれども、生ごみは小諸市、軽井沢町、御代田町、佐久市の2市2町で構成します浅麓環境施設組合にて共同処理を行っております。その浅麓環境施設組合が浅麓汚泥再生処理センターを運営しております。

浅麓汚泥再生処理センターでは、適正な処理とエネルギーの有効利用、資源を図るため、メタン発酵法による処理を行っております。そして、その処理過程で発生するバイオガスを燃料とした発電機で発電し、その電力を敷地内で活用し、発電の際の廃熱は回収して、施設内の乾燥機など、そういった熱源に利用しております。さらに、メタン発酵後の汚泥から有機質肥料、通称浅麓エココンボというものが――を製造し、無償で配布しております。こちらですが、12kgの袋詰の製品の場合は袋代として1枚30円がかかります。浅麓エココンボの活用状況ですが、令和2年度総量488トン中、御代田町では35トン、7.2%の利用がありました。

このように、生ごみにつきましては可能な限り減量化と一元化を図っているところでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 赤田議員。

○5番（赤田憲子君） 御代田町ごみのいろいろ歴史があったということをお聞きして、ごみに対する問題が日本国内、世界中でも大きな問題になっていると思います。その中で大変ご苦労されたり一生懸命取り組まれてきたことは理解できますし、御代田町の町民がその辺りに、すごく協力的であるということは誇らしく思います。

燃えるごみとして一緒に回収しているという、生ごみを回収しているという市町村もありますが、御代田町は可燃ごみの減量化について、担当委員会のほうからも提言書も提出され、また、SDGsを意識したフードロスに対する取組ですとか、エコフレンドリーやアースフレンドリーを意識した、市町村としての地球環境問題の取組の重要性を考えますと、今お話もありましたけれども、町としてごみの分別は今の時代において優先課題の一つだと思われれます。その辺りにつきまして、御代田町の町民の皆様がそれを理解していただき、納得していただくことは、そんなに難しいことではないのかなと思われました。今までの流れもありますし、世の中の流れもあります。また、御代田町がかなり前からごみの分別に力を入れていき、生ごみに対しても分別に取り組んでこられたことは素晴らしいことだと思います。

しかし、今現在、先ほど述べたように、世界的にフードロスや地球環境の保護への取組が一層盛んになる中、生ごみ回収につきましても20年前とは違い、リサイクルのできる、利便性の高い、プラスチックと同等の耐久性や防臭性を持つ回収袋の開発ですとか、そうした回収袋を導入している市町村もあります。生ごみ収集所の小バエや臭いなど、衛生面の問題を改善するためにも、御代田町が長く続けて使い続けてこられている紙素材の無公害防水袋という名前がついているようですが、それよりも更にしみにくく破れにくい、消臭性の高い、衛生面の質の高い、そういったような素材を、回収袋として使用することを考えたり、変更または新たな導入、またそれ以外にも、先ほどからの繰り返しになりますが、地球全体が環境的なことに配慮する時代になっていきますので、いろいろな会社でもいろいろな最新技術が進んでいると思うんです。そういう技術をいろいろ調べていただきまして、生ごみの回収に関しても、町民にとってももっと便利な形で行なえるような、そういう具体的な改善策を、これから立てて取り組んでいただくということは可能でしょうか。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

（町民課長 柳沢俊義君 登壇）

○町民課長（柳沢俊義君） お答えいたします。

改善計画があるのかどうなのかというご質問かと思いますが、現在、生ごみの回収方法は、先ほど申し上げたとおりと、現在紙の袋に入れて集積所に出していただいております。

浅麓汚泥再生処理センターでは、この紙の袋のまま受入れホッパーに入れまして一連の処理を行っております。一緒に投入した紙の袋は、処理過程において溶解され、紙ごとリサイクルをしていることから、ごみとして排出されることはございません。共同処理を行っております、小諸市も家庭系の生ごみは同様の紙袋を使用しております。

衛生面の問題でございますが、生ごみは水切りが何といたっても徹底していただくことが最も効果的と考えております。ですので、今後とも水切りの徹底を具体的にやっていただくということで、今後、改善計画というのはございません。現状の現方法を進めていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 赤田議員。

○5番（赤田憲子君） 今の処理場においては、それでは、今御代田町が使っている紙袋以外のもの、今いろいろ技術が随分進歩してきまして、プラスチックの袋にいれで出すと私申し上げているのではなくて、それに似たような耐久性ですとか消臭性があり、さらに生ごみとして処理されていくような袋を開発されたりとか、またそのようなものを導入している市町村もあるということを知っていましたので、その今あるごみ袋でないと駄目なのかということなんです。それをプラスチックに入れてごみ処理としてというのではなく、その袋のままに、今と同じように出して、それが生ごみとして処理されていくような、そういうことも大分進んでいるのではないかと思います。私、そこまで今現時点で調べておりませんが、それを町の担当部署のほうで調べていただいて、もし可能であればそういうちゃんとリサイクルとして使える生ごみ袋の導入をいろいろ模索して調べていただいてから検討していただくということは可能かどうかという質問をさせていただきます。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

（町民課長 柳沢俊義君 登壇）

○町民課長（柳沢俊義君） お答えいたします。

ご提案の袋についてでございます。参考までにちょっと例を出させていただきますと、東御市さんが現在、そのような成分の袋を使っているというふうにお聞きしております。東御市さんが使用している袋は、生分解性ごみ袋というものでして、堆肥する過程において水と二酸化炭素に分解され、最終的には土に返るといふ袋であると聞いております。

東御市では、生ごみの処理を高温好気性発酵システムという方法で処理を行い、その処理方法に適している生分解性ごみ袋を使用しているとお聞きしております。

一方、浅麓環境施設組合では、先ほど申し上げたとおり、メタン発酵法入処理を行っております。紙の袋ごと処理をしております。したがって、いわゆる処理の方法が大きく異なっているため、現状、組合ではこの袋を使用することは不可能であります。

ちなみに、東御市さんが使用している袋にも、水にぬらさないということが注意書きとして書かれております。ですので、水切りという、先ほど申し上げましたが、これがやっぱり最も効果的な衛生対策であるというふうと考えております。

ごみの減量化につきましては、先ほどおっしゃったとおり、町議会からも本年

6月18日付で可燃ごみの減量化に対する提言書を議長名でいただいた経過もごさいます。

ごみの分別は非常に厳しいですとか、大変面倒くさいという話はよくお聞きします。町民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、積極的にごみの減量化・資源化に取り組んできたことが今につながってきたと私は確信しております。今後とも町一丸となって減量化・資源化に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 赤田議員。

○5番（赤田憲子君） それでは、今の生ごみ処理ということに関しましては、これよりも利便性の高いような、そういう素材のものは今、日本国内においては存在しないということで、今のものを使い続ける以外、仕方がないという理解で間違いないでしょうか。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

（町民課長 柳沢俊義君 登壇）

○町民課長（柳沢俊義君） それでは、お答えいたします。

そういうものがないというのではなくて、現在、浅麓環境施設組合の処理方法にあった袋を今は使っているというご説明でございます。ですので、もう仮にそういう過程になった場合には、施設の修繕ごとかけなければいけないという、また多額な経費がかかるということでございます。なので、当時選択をさせていただいたその紙袋で処理をしていただくこと。それについてルールを守っていただくことが最善の方法かと思っております。

以上です。

○議長（五味高明君） 赤田議員。

○5番（赤田憲子君） わかりました。

それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。

最後の質問になります。信号機の設置についてです。

シチズン通りからしなの鉄道高架下を通り西軽井沢方面に向かう交差点において事故が多く、近隣住民から信号機の設置の希望が出ております。現在までのところ死亡事故は出ていないようですが、今年の夏には救急車2台が出動するような事故もあり、近隣住民からは不安の声が出ております。

また、この交差点を利用する中学生も多く、日照時間が短くなった秋、冬の下校時には、通勤車両の帰宅時間に伴う交通量の増加により長い時間道路を渡れないまま待っている生徒も多いとのこと。

シチズン通り南側の栄町の住民が時間帯によってこの交差点を通り買い物に出かけることにはかなり不便さを感じているという実態もあります。

この場所につきましては、高架下の通路が一車線であることもあり、道路構造の改善が必要な場所であることは、町長はじめ職員の皆様もよくご存じのことだと思います。

しなの鉄道高架下という構造上の問題もあり、改善には時間と費用を要することは理解しておりますが、現在、事故が多発しているというこの現状を何とかするために、現時点の対策として、せめて歩行者と自動車の接触の可能性を少しでも回避するために、町として警察のほうへ依頼し、歩行者専用の押しボタン式簡易式信号機などの設置をすることは可能でしょうか。

○議長（五味高明君） 大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。

まず初めに、信号機は警察所管の道路上の占用物であること。また、横断歩道などにも警察が設置するというごさいますので、そういったことを申し添えておきます。

当該交差点は、向原地区から駅へ向かう一級町道雪窓向原線としなの鉄道横断地下道のある通りの児玉地区から西軽井沢地区に連絡する、その他町道の上ノ林大久保線が交差している箇所になります。

道路の主従関係を申し上げますと、東西に向かう雪窓向原線が主道路になります。南北に向かう上ノ林大久保線が従道路という位置づけになります。したがって、上ノ林大久保線側から、この交差点を通過する場合には、道路交通法上の一時停止を必ずするよう、停止線と赤字に白抜きで「止まれ」の文字の入った逆三角形の規制標識が設置されております。

また、交差点の東側には、雪窓向原線に南北に渡る横断歩道があり、青色に白抜きの三角形をした横断歩道の標識も前後に設置されておりますが、上ノ林大久保線には東西に渡る横断歩道がございせん。

今回、当該交差点では事故が多いというお話をお聞きいたしまして、先日、私どもも事故の発生状況について佐久警察署に確認しました。当該交差点付近での事故は、過去5年間で15件も発生しておりまして、そのうち車両のみの物損事故が9件、運転者も含めけがをした人身事故が6件となっております。また、車両同士の事故は13件で、人と車両との接触事故が2件というところでございました。車両同士の事故の内容は、前方不注意によるすれ違いでの接触のほか、前方車両への追突、出会い頭の追突、右左折時の車両相互の接触といったものでございます。人と車両の事故は、歩行者が道路を横断する際に発生しておりまして、1件は雪窓向原線の横断歩道上で発生し、もう一件はしなの鉄道横断地下道からスロープを上った先の交差点に至る歩道のない箇所、つなぎ横断部分と言いますが、そちらを歩行者が横断した際に発生したということでございます。

このような事故の発生状況を踏まえた上で、当該交差点へ歩行者専用の押しボタン式などの簡易的な信号機でもいいから設置ができるかどうかを佐久警察署と協議しました。しましたところ、歩行者専用信号機は一方の車両を停止させる信号機になるため、東西に渡る歩行者を安全に通過させるには、上ノ林大久保線の車両を制御する信号機をつける必要があるが、雪窓向原線に通行する車両の停止ができないため、設置の効果が得られないのではないかという意見をいただきました。

さらに、本来、信号機を設けるなどとなれば、交差点として交互通行ができる一般的な信号機になる見込みですが、信号機の設置基準はすれ違いが可能な道路で、当該道路を通行するのが住民だけではなく、不特定多数の交通が多いか否かを加味して検討する必要があるということございました。

現在、上ノ林大久保線からの車両は一時停止をし、通行していますが、信号機を設置した場合は完全に一定時間を停止していなければならないため、しなの鉄道横断地下道のその先まで車両が滞留し、雪窓向原線から上ノ林大久保線の横断地下道へ向かう車両もすれ違いができず、現在もですが、いつとき滞留しているものの、雪窓向原線の車両も含め、さらに大渋滞が起きてしまうような可能性もあります。青になっても車両が進めなかったり、交差点内やそのスロープ内での車両が滞留したり、一旦交差点に入った車両でもバックして戻っていかなければならないというような、逆効果になるようなことは避けなければならないというふうに思っております。

信号機の設置を要望として上げることは可能とのことではございますが、佐久警察署では施行決定のほうはできないということでした。長野県警察本部交通部規制課で判断するというごことですので、いずれにしましてもしなの鉄道横断地下道と交差点までのアプローチ、距離が短く、地下道内の車道幅も狭い。そして、車道と歩道との分離する側壁幅ですか、壁がうんと厚い。かなり厚いため視界も本当に悪く、構造上、条件の悪い交差点となっているのが現状でございます。

そんなところから、現状では設置する可能性はかなり低いということをおっしゃられました。

以上でございます。

○議長（五味高明君） 赤田議員。

○5番（赤田憲子君） 警察署のほうともいろいろ検討していただいたということで、道路構造上ですとか他の渋滞とかいろいろなことを考えると、そこに信号機の設置は、今現状では難しいということですが、それにしましても事故の件数がかなり多い場所であります。近隣の住民が不安に感じているのも事実でありますし、そういうことをいろいろ考慮いたしまして、今、現時点では死亡事故は起きておりませんが、いつ死亡事故が起きてもちよっとおかしくないような事故の件数だと思いますので、何とかそこを町として、現時点でできる対策というものを何か講じていただいて、町の範囲でできることでも構わないので、何か具体的な対策案などございましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（五味高明君） 大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 事故が多いということと、そして現時点で今、町のほうでできることということでございますが、信号機の設置以外でそのほかに町ができる事項、こちらを防ぐために、安全対策といたしましては、事故の内容が前方不注意による追突のほか、先ほども言いましたけれども、交差点内の出会い頭の事故が多い傾向となっていることから、停止線では車がしっかりと止まるような、視覚的に注意を促す路面表示を強化する必要があるのではないかとこのように考えております。

まずは、警察には町から、上ノ林大久保線側にも東西に渡る横断歩道の設置、こちらをまずは本当に要望していきたいというふうに考えております。そしてまた、

横断歩道の両端には、視線誘導表という反射板がついた反射板のデリメーター付きの車どめポストを設置し、交差点の前後に外側線の内側に破線を表示する、先日も教育委員会の答弁にもありましたけれども、ドットラインという破線を表示しているドットライン、外側線の内側に、車道内のほうにドットラインを設けることによって注意喚起していきたいというふうに考えております。

さらには、上ノ林大久保線のしなの鉄道横断地下道をくぐり、交差点に至るスロープの間に路面に赤色に着色しまして、停止線前後には「止まれ」、また、雪窓向原線のほうにも「注意」などの路面表示をしていきたいというふうに考えております。

また、交差点周辺には、「学校等あり」という黄色の警戒標識なども設置するなどしまして、車両と歩行者の交差点での注意喚起に結びつけられるよう、至急対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（五味高明君） 赤田議員。

○5番（赤田憲子君） あの辺りが少し道路のほうが変わるだけでも、地域住民の方はかなり安心されると思います。行く行くはあそこ自体がもっとよりよいものに改善されていくことを望むところではございますが、今回の質問としまして、町民が安心・安全に暮らせる町であるために、私を含め、町長を筆頭に、町の職員の方々、他の議員の方々と協力し、日々改善・改革に向けて取り組めるような町政であることを心から願い、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（五味高明君） 以上で、通告7番、赤田憲子議員の通告の全てを終了します。

この際、暫時休憩します。開始時間はブザーにてお知らせします。

（午前11時14分）

（休憩）

（午前11時22分）

○議長（五味高明君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

通告8番、尾関充紗議員の質問を許可します。尾関充紗議員。

（1番 尾関充紗君 登壇）

○1番（尾関充紗君） 通告番号8番、議席番号1番、尾関充紗です。

本日、初当選をいただいた後、初めてこの議会定例会一般質問の場に立たせてい

たきます。

議会とは、執行機関と相互に牽制しあうことにより、地方自治の適切な運営を実現することが、求められているものと認識しています。その一翼を担えるよう、町民の皆様の負託と信頼に応えるべく、全力を尽くしてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、通告に基づき、順次質問をさせていただきます。

本日の私の質問は、大項目として御代田町における不妊治療への助成・支援についての1点でございますが、要旨は5つとなっております。

具体的質問事項に移ります。

1として、町では、御代田町不妊治療費助成事業実施要綱に基づき、不妊治療の助成をしておりますが、助成対象者、対象要件、対象となる不妊治療費、助成額等の事業内容と、令和元年度からの助成実績について、保健福祉課長お聞かせください。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） まず、対象となる不妊治療費等の助成要件についてお答えをいたします。

不妊治療への助成につきましては、要綱に基づき実施をしております。

対象者でございますが、町に住所のある法律上の婚姻を有している夫婦のうち、特定不妊治療——ここでは、体外受精、顕微授精になりますけれども——それ以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断された者であって、1点目といたしまして、申請日の1年以上前から住民票に記載されていること、2点目といたしまして、町税等を完納していること、3点目といたしまして、当該治療に対し県ほか市町村の助成を受けていないことのすべてに該当する者となっております。

助成の金額と回数ですけれども、1回当たり15万円を上限とし1年度当たり2回、同一年度内に県及びほか市町村が実施する助成を受けたことがある場合には、当該助成を受けた回数と合わせて2回で、5年間を限度としております。

また、町の不妊治療助成については、県の助成制度の補完の意味があることから、県の対象となっていない指定医療機関以外での治療についても補助対象としている

ところでございます。

続いて、実績でございますが、令和元年度以降の実績でございますが、申請者延べ件数、令和元年度が13件、令和2年度が13件、令和3年度——これは9月末現在でございますが——10件となっており、助成金額は、令和元年度が171万3,567円、令和2年度が141万6,400円、令和3年度9月末現在で90万円となっております。

以上です。

○議長（五味高明君） 尾関充紗議員。

○1番（尾関充紗君） ただいま保健福祉課長から、町の助成事業についてご説明がありました。不妊治療に関わる助成は県においても実施されているところでございます。そして、今し方いただいたご答弁の中で、町独自の助成事業の役割について、県の支援事業を補完する役割を担っているところのご説明もございました。

県の支援事業では、妻の年齢が43歳未満という年齢制限や一部で所得に対する制限等があり、加えて先ほど保健福祉課長がおっしゃったとおり、支援対象にならない医療機関もあるとのこと。それらに対し、町の助成事業においては年齢制限や所得制限を撤廃し、県の対象になっていない医療機関における治療費も、助成対象に加えるなどしていただいているところであります。

そこで、交付要件について、今一度ご確認させていただきます。

先ほどご答弁いただいたとおり、特定不妊治療を受けている夫婦への助成金交付回数は年2回までで、県や他市町村の助成を受けている場合は、それらを含めて交付回数のカウントをするということが実施要綱第7条にございます。例えば、同一年度内において町の助成事業を1回、県の支援事業を1回それぞれ交付を受けた場合、町の助成事業としては計2回としてカウントするため、その年度については町の助成を受けることができない、という理解でよろしいでしょうか。お願いいたします。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議員おっしゃられるとおり、合計で2回というふうになりますので、それ以上の助成は受けられない形になります。

以上です。

○議長（五味高明君） 尾関充紗議員。

○1番（尾関充紗君） 県等の助成金を受けることはできるが、町の助成金の交付回数としてもカウントはされるという趣旨で理解いたしました。

ところで、御代田町不妊治療費助成事業実施要綱第3条に、助成対象者は当該特定不妊治療に対し、県の助成及び他市町村の助成を受けていないこと、と記載がございます。第3条では、県等の助成を受けていないことを前提としている一方、第7条では交付回数としてカウントはするものの県等の助成を受けることを踏まえて助成金の交付回数を規定してございます。

今一度、保健福祉課長にお聞きします。

県の助成、つまり県の特定治療支援事業を受けていても、あるいは受ける見込みであっても、町の不妊治療費助成事業は利用できるのでしょうか、できないのでしょうか。この要綱にございます、県の助成及び他市町村の助成を受けていないことというのは、いつ時点で受けていてはいけないのでしょうか、お聞かせください。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） お答えいたします。

要綱にありますとおり、当該特定不妊治療に対してということでございますので、町に申請をするその1回の治療に対して、県、それからほかの市町村の助成を受けていないこととなっておりますので、それ以前に、過去や現在、ほかの治療に対して助成を受けていたとしても、そちらについては申請をすることができるものでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 尾関充紗議員。

○1番（尾関充紗君） 町に申請する1回の治療に対し、県や他市町村の助成を受けていないことというのが条件となっており、過去にほかの助成を受けていたかどうかは町の助成金申請に影響しないということで、ご答弁を頂きました。

今後、町の助成を受けようとする方や、助成事務をつかさどる職員の方双方に、誤解や解釈にそごが生じないように、申請事務に当たっては要綱に不具合がある場合には早急に改善いただき、運用等に見直しが必要な場合は、適切な対応が必要になってくるものと感じております。

続いて、具体的質問事項の2に移らせていただきますが、具体的質問事項1で町の助成要件について詳細をお聞きした理由として、町民から町の助成事業について分かりづらいというご意見をいただき、さらに要綱を見た時点で要件を満たせていないと感じ申請を諦めてしまった、というご意見をいただいた背景がございます。

今回の一般質問にあたり、実際に不妊治療を受けている町内在住の方からお話を伺いました。その方は、県の支援事業が拡充され助成金が増えるなど、制度が変更されてから初めて体外受精をされたそうです。その際、県と町にそれぞれの助成事業の内容について確認したところ、県の助成金のほうがより多く交付されると分かったため、まず初めに県の助成金を申請したとのことでした。その後、町の助成金申請について当町の保健福祉課に確認をしたところ、申請時に不妊治療にかかった領収書を添付しなければならないが、一度県等の助成に申請したものは使えないと言われたそうです。

その方は、この町の説明を聞き、一年に何度も体外受精をして県の最大6回分を使い切らないと、御代田町での助成金の申請をすることができないと理解したそうです。しかし、県の助成金申請の際、佐久地域振興局の職員から、佐久市やほかの市町村では県の支援事業と併用が可能であり、助成金を除いた差額を交付しているところもあると聞き、県の助成事業と併せて申請できる独自の助成事業を実施している市町村が身近にあることを知ったそうです。不妊治療を受けている町民として、1回の治療に何十万とかかる費用を、御代田町でもできる限り助成していただけたらほど経済的に助かるかと、切実な現状をお聞きしました。

また、不妊治療に関する町の相談窓口についても、出産・育児・不妊治療に関する知識を持った、専門的スタッフが対応してくださることで、安心感にもつながるとして、特に不妊治療に関する相談はデリケートな問題でもあるものなので、寄り添っていただき、安心して時間をかけて話せる相談しやすい環境整備に取り組んでいただきたい、ともお話しされていました。

不妊治療を続けている町民の多くは、近隣同様の水準かそれ以上の仕組みとなるよう、町独自の助成制度を見直してほしいというニーズがあるのではないのでしょうか。

そこで、保健福祉課長にお聞きいたします。

町の助成金について、今後、県の助成事業との併用を可能にするような計画、つ

まりは、県の支援事業で交付された金額よりも超えてしまった部分の治療費に対し、町の助成金を、上乗せして助成するお考えはございますでしょうか、お聞かせください。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） まず、現在のところ対象者の規定において、当該治療に対し県、他市町村の助成を受けていないこととなっておりますので、現在は県の助成金と併用することはできません。

なお、近隣の状況を聞き取った中で、やはり複数の自治体で県の助成額を差し引いた額に対して助成をする、上乗せ補助を実施していることを把握いたしました。今後、そういった助成については検討をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 尾関充紗議員。

○1番（尾関充紗君） 現時点においては、併用して助成することはできないとのことでしたが、今後検討していくとのご答弁をいただきました。

体外受精の場合、平均で約50万円の費用がかかると言われております。こうした高額な費用負担を強いられる特定不妊治療には、県の支援事業による助成金が満額30万円支給されたとしても、治療を受ける方にとって、経済的負担は重くのしかかるものでございます。

厚生労働省発行の、不妊治療と仕事の両立サポートハンドブックによりますと、日本では夫婦全体の約2.9組に1組ものカップルが、不妊に関する心配を抱えていると言われております。

また、1年に複数回の不妊治療を受けている方の中には、コロナ禍による収入低下の影響で生活費を切り詰めている方もいらっしゃるなど、多くの方が不妊治療に経済的不安を抱えているのが現状でございます。子育てのしやすいまちづくりを目指す上でも、不妊治療に対する助成・支援の拡充は重要な課題であると言えるのではないのでしょうか。

不妊治療にあたるご夫婦への経済的負担を国・県の制度に上乗せして、町がカバーし、費用負担を一層軽減することを目的に、明確な期限と目的をもって真摯に

受け止め、取り組んでいただく必要があると強く感じているところであります。

続いて、具体的質問事項の3に移ります。

町の助成対象は、不妊治療のうち体外受精、顕微授精のみとなっております。

一方、県の支援事業では男性不妊治療においても、同様に助成金を交付しております。ですが、先ほど保健福祉課長のご答弁において、当町の助成事業は県の支援事業を補完するものであるとお示しされております。

ここで、町の助成事業について、実施要綱の冒頭に目を向けますと、「安心して妊娠できる環境整備の一環として、特定不妊治療を受けている夫婦の経済的負担軽減のために、不妊治療を助成することを目的とする」とございます。

さらに、一つの背景として申し上げますが、今定例会において男女共同参画に関する条例案が上程されております。その中で、当町は男女共同参画の推進にあたって6つの基本方針を条例案に盛り込んでいます。その一つに、生涯にわたる性及び妊娠・出産等の生殖に関し、男女が互いに理解を深め、共に健康な生活を営む権利が尊重されていることという理念が設けられております。そして、6つの基本理念にのっとり積極的改善措置を含む、男女共同参画推進に関する施策を総合的に策定し実施していくという方向となっております。

したがって、長期振興計画のみならず男女共同参画の観点からも、不妊治療、とりわけ男性の不妊治療についても積極的改善を要すると思われまます。

この点について、計画行政ということからも各種計画との横断的整合性を図り、男女不妊治療においても対象とし、年齢制限や所得制限を設けず、町として助成すべきと考えます。

しかしながら、現在の町の助成金対象は、1年以上御代田町に住民票がなければならぬ、県等の助成を受けていてはいけない、あるいは県等の助成を受けた場合は町としての助成回数に加える、さらには、男性に対する不妊治療は対象になっていないという現状になっており、県の支援事業を補完する役割を担っているというには不十分だと感じます。

不妊治療にあたるご夫婦を支えるべき町独自の助成制度として、こうした不具合は早期に見直すべきと考えますが、男性不妊治療を助成対象に加えることをはじめとする現行助成事業の見直し、拡充予定について、保健福祉課長のお考えをお聞かせください。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） お答えいたします。

当町の不妊治療への助成対象は特定不妊治療となっておりますので、現段階では男性に限った治療を対象に加える等の拡充は考えておりません。

しかし、国は昨年9月に少子化に対処し、安心の社会保障を構築するため不妊治療への保険適応を閣議決定し、11月には公的医療保険を適応する時期を令和4年4月からとの方針を固めました。ガイドライン完成後、中央社会保険医療協議会での論議を経て、年明け、来年ですけれども、保険適応が決定される工程を示しております。

今後、どのような治療が保険適応になるのか等、具体的な内容を確認した上で、近隣市町村ですとか国・県それぞれの動向を踏まえて、本助成事業の拡充等については検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 尾関充紗議員。

○1番（尾関充紗君） 不妊治療に関する一般質問は、記憶に新しいところで令和元年6月定例会において、池田るみ議員から、不妊治療と不育治療の助成制度について熱心な一般質問がなされております。そして、当時も今回と同様の質問に対し、阿部保健福祉課長のご答弁として、不妊治療につきましては、女性だけ、あるいは男性だけで行うものではなく、夫婦に対して行うものでありますので、助成事業についても同様の考え方でありますとした上で、男性の不妊治療の助成について調査・研究をすることと示されておりました。

ただ、保健福祉課の皆様をはじめ、町職員の皆様は通常業務と併せ、コロナ対応に追われるこの2年間であり、町民の皆様からも当町のコロナ対応に対し、非常に満足である、との声も上がっていると承知しております。その上で、他業務を遂行するための事務分担や人員配置、職員の補充等が適切だったのか、改めてご検証いただくこと、そして、男性不妊治療を助成対象に加えることをはじめとする現行助成事業の見直し、拡充について、早急な対応が必要だと感じているところであります。

続いて、具体的質問事項の4に移ります。

先般、第5次御代田町長期振興計画基本計画が公表されました。第5次長期振興計画は、平成28年度から令和7年度までの10年間を計画期間としたものであり、このたびの後期基本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間について、基本構想に基づく施策や、根幹的事業が定められたものであると承知しています。

そこで、御代田町の最上位計画に当たるこの第5次長期振興計画後期基本計画において、不妊治療への助成・支援はどのように位置づけられているのか、お聞かせください。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 本助成事業ですが、国が少子化対策基本法に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の方針として、平成16年に少子化社会対策大綱を閣議決定したことを受け、平成17年度より実施しておる事業でございます。

町長期振興計画におきましては、平成18年策定の第4次計画から施策として位置づけ、以降引き継いでおります。

第5次後期計画では、基本構想の2つ目の柱である、町民誰もが希望と安心の持てるまちをつくり、の少子化対策・母子保健の充実の施策として位置づけておるところでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 尾関充紗議員。

○1番（尾関充紗君） 令和元年度以降、不妊治療の助成・支援については町や議会、あるいは国においても、少なからず議論・話題なっているところであります。そして、国や県それぞれが制度の見直し、拡充に取り組んでいるものと認識しております。

また、当町においても少子化対策・母子保健の観点から、必要性の高い事業であるところのご認識の下でご検討されてきたものと存じます。

先ほど申し上げましたが、令和元年6月定例会における池田るみ議員の一般質問に対するご答弁において、国・県・近隣市町村の動向を踏まえて検討する、また、さらなる調査・研究をすとのご答弁をされております。これらの調査・研究・検討は、この第5次長期振興計画後期基本計画の策定にあたり、担当課内においてどのように具体的取組がなされ後期基本計画に盛り込まれたのか、保健福祉課長お聞

かせください。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 本助成事業でございますが、助成回数を改正した平成23年度以降、申請延べ件数が徐々に増加し、令和元年度以降の1年度当たりの延べ件数ですが10件を超えていること、また、過去に一般質問において取り上げられていることなどから、町民のニーズがあり、少子化対策・母子保健の観点から必要性の高い事業であるということを認識しております。

近隣の状況を聞き取る中で、自治体によって、助成の範囲や金額について違いはあるものの、それぞれの自治体で重要な事業として取り組んでいるということは確認しております。

長期振興計画後期基本計画策定に当たりまして――を継続性はもちろん、その必要性については改めて感じた上で、必要な施策として位置づけたものでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 尾関充紗議員。

○1番（尾関充紗君） ただいま、ご答弁をいただいた中で、この2年間、町とすれば不妊治療費、不妊治療助成事業の拡充見直しについて踏み込んだ検討の必要性があるということや、少子化対策・母子保健の観点から必要性の高い事業であるということについては、しっかりとご認識をしていただいたものと理解いたしました。そして、その結果、長期振興計画の後期基本計画においては、少子化対策・母子保健の充実に寄与する施策として位置づけた、とする一方で、不妊治療を受ける町民の方々にとっては、いまだ望む形には至っていないというのが、現状だということもご理解いただいているものと信じております。

続いて、具体的質問事項の5に移ります。

先ほど保健福祉課長のご答弁の中でもありましたように、国では不妊治療の保険適応移行を見据えつつ、現行支援制度の拡充を進めております。

実際に特定不妊治療が保険適応された場合、町としては健康事業の見直し、拡充について、どのようにお考えでしょうか、保健福祉課長お聞かせください。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 厚生労働省が本年3月に公表しました医療機関を対象とした不妊治療実体審査結果を見ますと、不妊治療にかかった費用の1件当たりの平均額、人工授精で3万円、体外受精で50万円、男性不妊症の検査で4万5,000円、顕微鏡を使って精子を取り出す手術32万円で、いずれの治療法についても施設ごとの請求費用に、一定程度の幅が見られたとされております。

保険適応後も回数が重なれば、多額の治療費が子供を望むご夫婦の負担になることが考えられます。

本助成事業でございますが、先ほども申し上げましたとおり、少子化対策・母子保健の観点から必要性の高い事業であることから、国が進める保険適応後も事業の継続を考えておりますけれども、具体的な内容につきましては国の保険診療のあり方の決定後、国や県、近隣市町村の動向を踏まえて、改めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 尾関充紗議員。

○1番（尾関充紗君） 国や県の動向を踏まえて検討していくということでしたが、結論を急がず、状況を俯瞰するというのも大切なことであると理解しております。また、現時点では、そのような回答しかできないことも理解できます。ですが、何をどのように検討してきたのかという経過、内容を町民の皆様にもお示しすべきだと私は考えます。

特定不妊治療が保険適応してもなお、新たな不妊治療薬や治療方法の開発が進み、保険適応外の不妊治療が新たに増えて行くことなども考えられます。また、不妊治療のために夫婦がそれぞれで仕事を度々休まざるを得なかったり、職場を変えざるを得なかったりと、経済的負担以外にも様々なご負担を抱えながら治療を続けている方もいらっしゃいます。

国や県の制度変更を踏まえ、近隣市町村と同水準か、それ以上の手厚い不妊治療への助成・支援が実現されるよう、次期長期振興計画の策定に当たっては、町における不妊症や不妊治療等の実態について本腰を入れて調査・把握をしていただき、不妊治療に当たる方々にどのような支援が今後必要か今一度真剣に向き合い、検討体制、計画、制度、実務において、さらなる負担軽減を基本とした抜本的見直しに向けた取組を進めるべきではないでしょうか。

通告にはございませんが、最後に町長の不妊治療費助成事業に対するお考えをお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（五味高明君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えしたいと思います。

もともと、私も3年前にこちらへ移住してきて、選挙の準備の間にお母さんたちの声というのを、相当聞いてきたわけでありまして。山浦久人議員ご出身の地区であります向原では、子育てサロンには度々お邪魔しておりまして、そこでは、やはり不妊治療をされているお母さま方がいらっしゃって、どっちかっていうと経済的な負担感というよりは、今、尾関議員がおっしゃったように職場でのご苦労ですとか、夫婦間での負担感というか、そういったところはかなりお話を聞いてきたという経緯もございます。

さて、通告にないということで感想めいた話になってしまいますけれども、私の考え方を述べたいと思います。

何と言いましても、不妊治療への保険適応閣議決定したということが、かなり実は重たいことでありまして、どういった中身になって行くのかということは、これから、順次示されて行くものと思います。また、順次示されるといっても、正直申し上げまして、こういったときの国の情報開示というのは、極めて遅いものがあります。

したがいまして、役場がどれだけ早い時期にそれを決断していけるかということ、実は今のところ時期的なものとしてお約束できるものは残念ながらありません。しかしながら、不妊治療への助成・支援の位置づけということ先ほどの具体的なご質問の（４）にありましたけれども、私どもの第5次長期振興計画後期基本計画において不妊治療への助成・支援の位置づけをということでございますが、それについても、しっかりと位置づけているというのは認識、私が就任してからの策定ですので当然ながらその部分についても、私の考え方を盛り込んでいるわけでありまして。

そういったことから、この不妊治療の助成というのはニーズがある。また、近隣でも相当の市町村がこれに取り組んでいるという事実もございます。そういったことから、私どもがいろんな意味で劣後しているということが必ずしもいいこととは

感じておりません。

一方で、ご理解いただきたいのは、私どもはやはり予算の制約というのは十分ありまして、よくほかの市町村でやっているのを御代田町もやるべきだという論議をこの議会でもよく聞くわけですが、実際には御代田町がすごい取り組んでいるものというのはたくさんありまして、それはその時々課題、今、直近の課題であればコロナ対策。コロナワクチンを進めていくという対策と、コロナに関する経済対策というのが主な2本柱だと思うんですけど、それについては近隣にない取組もやっているというわけでありまして、それにはお金がかかっております。ということは、ほかでやっているから、ここも同じようにやりなさいということは、お気持ちはわかるんですがなかなか何て言うか、ほかの事業との整合性ということもあるのかなと感じるところであります。

そういったことは、今、感想めいたところでは思うわけでありましてけれども、ただ、じゃあこの不妊治療に対する助成をどう考えていくのかということについては、私は少なくとも優先度が低いものではない、という認識をしておりますので、今後公的医療保険を適応する時期、またその内容を注意深く見ていながら、どのような対応待ちしていくのかということ、真剣に検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（五味高明君） 尾関充紗議員。

○1番（尾関充紗君） 優先度が低いものではないという認識、そして真剣に検討していただけるということで、少しほっとしております。ぜひ、前向きにご検討していただければと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（五味高明君） 以上で、通告8番、尾関充紗議員の通告の全てを終了します。

昼食のため休憩します。午後は1時30分より再開します。

（午後 0時01分）

（休 憩）

（午後 1時30分）

○議長（五味高明君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

通告9番、内堀綾子議員の質問を許可します。内堀綾子議員。

(2 番 内堀綾子君 登壇)

○ 2 番 (内堀綾子君) 通告番号 9、議席番号 2、内堀綾子です。

昨夜、この一般質問の書類を作成しておりまして夜空を見上げましたら、北斗七星がきれいに輝いておりました。この星空を守ってくださいました先人の方々、今も御代田町を支えてくださいます全ての皆様に感謝しながら、初めての質問に入らせていただきます。

1 件目、インフルエンザ予防接種についてでございます。

今年度の接種補助事業の対象は小中学生のみであります。未就学児まで拡大のお考えはありますでしょうか。

○ 議長 (五味高明君) 阿部保健福祉課長。

(保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇)

○ 保健福祉課長 (阿部晃彦君) 子供のインフルエンザワクチンの予防接種でございますが、以前は市町村が実施しなければならない定期接種でございましたが、保護者が希望して実施する任意接種へ変更となった経過がございます。

町ではこれまで、あくまで任意接種という前提のもと、補助ではなく感染予防啓発に勤めてまいりました。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行下にあった昨年度、新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザの同時流行のおそれがあったことから、医療機関の負担軽減、それから学校現場の混乱を防ぎ、正常な運営を最大限重視する観点で、小中学校におけるインフルエンザの集団感染及びり患した際の重症化を防止することを目的に、令和 2 年度に限り補助を実施いたしました。

令和 3 年度以降は感染症の状況により検討するとしておりましたが、収束のめどが立っておりませんので本年度も実施することを決定してございます。

実施に当たりまして、本事業の考え方は変わりません。あくまでも、時限的な補助であり、対象者は義務教育課程にある小中学生でございます。ですので、未就学児までの拡大は考えておりません。

以上です。

○ 議長 (五味高明君) 内堀綾子議員。

○ 2 番 (内堀綾子君) 昨年の冬季には、インフルエンザと新型コロナとの同時流行が見られず、日本感染症学会によりますと、これは新型コロナ対策として普及した手洗

い・うがいをはじめ、マスクの着用、3蜜の回避などの感染症対策が、インフルエンザの感染予防についても効果的であったからだとの見解も見られました。

そんな中ではありますが、今年の7月からRSウイルス感染症が流行しました。NHKの報道でもありましたとおり、本来であれば例年は10月からの増加でしたが、今年は7月というまれにみる変化がございました。日本感染症学会が発表で7月5日から7月11日のピーク時は、全国で1万5,896人の感染が確認されております。

長野県では、感染症発生動向調査より、県内でのピーク時9月6日からの週で313人です。この数字は未就学児だけではございませんが、御代田町においてはRSウイルスの未就学児の感染が多く見られました。

未就学児で何らかの感染症が流行した場合、必然的に保護者が仕事をお休みを取る必要があります。子育て中の保護者からは、補助対象拡大希望の声もありますので、今回の接種対象からは外れますが、移住されて御代田町を選んだ方や、この町で子育てをしようと思ってくれた多くの方のために、今後は未就学児への施策にも重点を置いていただけることを期待いたします。

次に、新型コロナウイルスワクチンとの接種間隔について質問いたします。

ワクチン接種も予約枠の減少が見られますが、小中学生においてはテストや大会等の過密なスケジュールの合間を縫っての接種予約です。インフルエンザワクチンとコロナワクチンの接種間隔について、質問いたします。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 接種間隔ということでございます。

新型コロナウイルスワクチン接種ですが、こちら、ほかの予防接種との間隔を、接種の前後13日間以上空けることとなっております。ですので、インフルエンザ予防接種を受ける場合も、新型コロナウイルスワクチンの予防接種の前後13日間、約2週間、その間隔をあける必要がございます。

新型コロナウイルスのワクチンですが、ファイザー製のワクチンですと3週間の間隔で2回接種することになります。また、モデルナ製だと4週間の間隔が必要になっております。ですので、この2回接種の間にインフルエンザ予防接種を受けてしまいますと、2回目の接種が受けられなくなってしまうというおそれがあります。

ですので、両方の接種検討されている場合は、計画を立てて実施していただくようお願いをするものでございます。

なお、個々に郵送した接種券の通知文のほか、4月に全戸配布しましたお知らせの中にはその接種間隔について記載があったんですけれども、最近の通知の中にはその部分が載っていないものもございましたので、改めてホームページですとか今後のお知らせの中で、この接種間隔について住民の皆様にはきちんと周知をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 内堀綾子議員。

○2番（内堀綾子君） 人々がインターネットを通じて誤った情報で右往左往することなく、町の公式な部分での周知をお考えくださり、阿部課長をはじめ職員の皆様のお心遣いが分かり安心いたしました。

次に、町職員の体制についてお伺いしたいと思います。

まず、職員数の現状と今後の計画はどのようになっているか質問いたします。

○議長（五味高明君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 職員数の現状と今後の計画ということで、お答えをさせていただきます。

当町の職員定数につきましては、御代田町職員定数条例第2条によりまして170名と定められております。その中、10月1日現在での職員数は148名となっており、長期振興計画後期の5か年計画では、令和7年度までに156名とする計画となっております。平成8年4月に137名であった職員数につきましては、正規職員の退職に対して臨時職員で対応できる部署は臨時職員で対応したこと、組織改革により課、係を減少し、課長、係長を減少させたこと、また、事務の合理化、効率化を図ったことにより、平成22年度が減少のピークとなりまして、職員数は15年間で18人の減、119名となっていました。

その反面、正規職員を補うための臨時職員は大幅に増加し、平成26年度には正規職員125名に対し臨時職員70名となっております。

地方自治体の業務が年々増加し、住民ニーズが多様化している中、当町の今後の行政運営を勘案するとこの職員数では無理があることから、平成26年度以降は職

員年齢構成の平準化を図りながら計画的な採用を実施させていただいております。その結果、徐々に職員数は増加をしておりますけれども、多くの職員が突然の自己都合退職もあり、計画的に職員を採用してもなかなか職員数の増加につながらない年もありました。

当町と同規模自治体との職員数の比較で見ますと、令和2年4月1日現在で当町の職員数は148名となっており、そのうちの普通会計職員数は134名となっております。人口1万人あたりに換算すると84.95人となりますので、全国データに基づく同規模市町村の普通会計職員の人口1万人あたりの平均95.88人と比較すると、10.93人下回っている状況でありました。

参考までに、一昨年は14.65人下回っていましたので、職員数の差は小さくなっております。

当町では、一般職の職員不足を補うため、本来は一般職が担うべき事務事業の一部について、会計年度任用職員を任用して対応してきている現状にあります。近年につきましては、退職者数と新規採用職員数のバランスを第一としまして、事務事業の増加や多様化している住民ニーズに対応するため、財政面を考慮しながら計画的に事務職の正規職員を増やすことが必要と考えているところでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 内堀綾子議員。

○2番（内堀綾子君） ありがとうございます。

それでは次に、各課及び各係の職員配置を町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（五味高明君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） ご指名ですので、私のほうから各課及び各係の職員配置を町長はどのように考えているのかについてお答えいたします。

人事配置につきましては、当年度の重点施策をはじめとする各分野の行政施策を効率的かつ効果的に運営していくため、各課などや各係の業務量に見合った職員配置を原則としております。その原則の中で、保育士等の専門職を除く一般事務職については、おおむね在職3年以上の職員を対象に定期的な異動によって配置しております。

また、職員個々の昇格や配置に当たっては、毎年実施している職員評価制度の結

果や本人の自己申告などを参考にしております。毎年、各課及び係ごとに翌年度の業務量と必要人員のヒアリングを実施する中で、各課の業務量に応じた職員数を把握し、適正に配置することとしています。

また、時には私が重点的に進めてまいりたい事業を担当する係を増員するなどの措置をすることもあります。基本的には総務課で実情を把握し、適材適所の配置とバランスの取れた体制を整えているところです。

なお、今年度中には役場内の組織及び運営の合理化を図るため組織している事務改善委員会を開き、組織の見直しを実施し、これまで以上に効率的な体制を構築できるよう勧めてまいります。

以上です。

○議長（五味高明君） 内堀綾子議員。

○2番（内堀綾子君） 令和3年度第2回御代田町議会定例会において、職員数についての質問を議事録で拝見いたしました。その後、答弁で町長がバッファという言葉をお使いでしたが、バッファとはいくつか意味があります。緩衝、余裕、予備、町長はこのバッファという言葉をごどのような意味でお使いになられましたでしょうか。

○議長（五味高明君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 恐れ入りますが、3か月前の答弁、つぶさに記憶しておりませんので、ちょっとどういう文脈かと言われても、ちょっと分からないというのが正直なところでございます。申し訳ありません。

○議長（五味高明君） 内堀綾子議員。

○2番（内堀綾子君） 一部ですが、「仕事の型を身につけてもらっていないまだ職員が多いのかなという印象を持っていて、基本的な自分のマインドと、あとスキルの両面を身につけることによって、今の人数で少な過ぎることはないという認識をしています。一方で、バッファとなる人は必要だと思います。」とご答弁されております。そのまま……

○議長（五味高明君） 内堀議員……

○2番（内堀綾子君） はい。このバッファという言葉ですが、緩衝、間に入って関係を修復してくれる存在、余裕、ゆとりのあるスケジュールを設定したり納期や予算に余裕を持たせたりする場面で使用する。予備。人員を増やすような場面では人的余

力。

なぜ、このバッファという言葉を取り上げたかということ、予備でしたら嫌だなあと感じました。ここにありますが、バッファとなる人は必要だと思いますというお言葉なんです、この言葉でこれはパート・アルバイトのことを指しているのでしょうか。

○議長（五味高明君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 恐れ入ります。

ちょっと質問の意味が分かりかねますので、ご質問の答弁を控えたいと思います。以上です。

○議長（五味高明君） 内堀綾子議員。

○2番（内堀綾子君） 町職員の仕事は多岐にわたります。課の異動では、新しい職務に関する制度や施策の勉強から始まり、また、国で決まったことが県に降り、締切り近々に担当職員に仕事としてのしかかってくることもございましょう。通常業務をこなしながら、来庁された町民の皆様への応対もあります。一つの業務を一日中取り組めたら、仕事も進むでしょう。おそらく、そういう状況はまずないのが現状かと思えます。

第5次御代田町地域振興計画では、人口推移予測が令和2年1万5,500人、令和7年1万5,755人、令和17年に1万6,020人となっていましたが、令和8年8月で既に1万6,000人を超えました。この人口推移を見ましても、正規職員数の増員の必要性を感じますが、いかがお考えですか。

○議長（五味高明君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） おそれながら、おそらく今、1万6,000人を超えたといっている人口と推計上の人口は違うものですので、違うものを比べられているなという印象を持ちました。

以上です。

○議長（五味高明君） 内堀綾子議員。

○2番（内堀綾子君） それでは、帰りまして、もう一度確認してきます。

今まで人が行ってきた仕事がパソコンやAIに変わろうとする今ですが、内閣府

が配信しておりますSociety 5.0未来社会の動画でも、人が手を取り合う姿が映し出されております。コロナワクチン接種予約につきましても、ネット予約ができずに、職員の手を必要とする方もおりました。庁舎正面で来庁の皆様を笑顔で迎えてくれる当番職員の皆様もいらっしゃいます。人にしかできないことも、まだまだたくさんございます。

少し気になったのですが、町長の過去のご答弁を拝見する中で、過去が穏やか過ぎた、これまでが甘過ぎたとおっしゃっていましたが、町長はその過去を踏まえて、町長に就任されてから、人に対して、町職員に対して、どのように接しておいでですか。

○議長（五味高明君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 恐れ入ります。

質問の趣旨が分かりかねますので、答弁を差し控えさせていただきます。

○議長（五味高明君） 内堀綾子議員。

○2番（内堀綾子君） では、お伺いいたします。

町職員の退職に伴うメンタルヘルスについて、お伺いいたします。

それに関して何かお感じになることはございますでしょうか。

○議長（五味高明君） 荻原総務課長。荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

職員のメンタルヘルスというところで、どうしたもんかと思えますけれども、現在メンタルを少し、何で言うんですか、損なってというような職員が何名か職場内でもいるような状況があります。そういったものを何とか少なくしていきたいという思いから、カウンセリングの先生のカウンセリング月2回行っていたり、外部でのそういった研修を実施し、そこに職員に参加してもらおうといった取組をしているところであります。

この精神的な病というのは、なかなかすぐに治るような状況はなく、それぞれ私、総務課であったり、担当の課長であったりというところで、少しずつこういったところがなくなるようなことで職員全体を見させていただいているのが現状であります。

今後も、こういったカウンセリングですとか、そういったことが中心になろうかと思えますけれども、引き続きこういった事例に少しでも職員の力になれるような体制づくりしていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（五味高明君） 内堀綾子議員に申し上げます。

通告の内容と若干それておりますので、通告内容に戻してお願いします。

内堀綾子議員。

○議長（五味高明君） 内堀綾子議員。

○2番（内堀綾子君） 言葉とは不思議なもので、取り方によって全く反対のものになったり、本来の意が通じなかったりすることもございます。人のコミュニケーションの一番難しい部分かもしれません。そこを補うのが、態度と表情かとも思います。

私もできた人間ではなく、失敗、失態もいろいろあって48年間を過ごしてまいりました。すでに亡くなってしまった恩師が、「北風と太陽」の話を何かあるたびに話していたのを思い出します。皆様もよくご存じのお話かと思いますが、私は町長には御代田町の太陽であってほしいと思います。

小園町長の功績につきましては、今回の令和2年度会計を見ますとおり、御代田町財政のみよたんクエストによるふるさと納税について、すばらしい成果をお残しになりました。町単独で、この規模の寄附納税は、大変にうれしいことであります。私自身、国税局でアルバイトをした経験もあり、個人や会社の税務会計の大変さ、ましてや町の財政をつかさどるには、心身共にご負担もあろうかと思えます。どうか、ご自愛いただきたく思います。

議員必携11ページに、議員の使命として、議会が決定した政策を中心に行う。執行機関の行財政の運営や事務処理ないし事業の実施が全て適法・適正に、しかも公平・公立的に、そして民主的になされているかどうかを批判し、監視することがある。この批判と監視は、非難でもなければ、批評や論評でもなく、あくまでも住民全体の立場に立ってなされる、文字通り正しい意味での批判であり、また、住民の立場にたったの監視であるべきであるとあります。

大切な町民の皆様のためにも、どうか気持ちよくお仕事ができ、笑顔あふれる御代田町役場であることを願います。

以上です。

○議長（五味高明君） おしまいですか。

以上で、通告9番、内堀綾子議員の通告の全てを終了します。

これにて本日の議事日程を終了します。明日は休会とします。

本日はこれにて散会とします。お疲れさまでした。

散 会 午後 1時58分